

## ■国民年金保険料の納付について

(町民税務課)

平成24年度の保険料は、月額14,980円となります。保険料は、前納(1年分、6カ月分)することが出来ます。

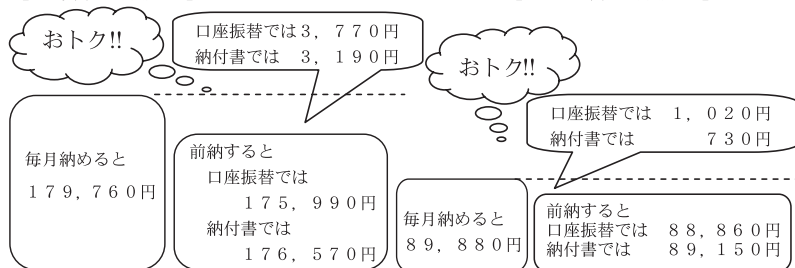
①前納すると保険料が割引になります。

まとめて納付(前納)すると保険料がおトクになります!!

(平成24年度保険料月額14,980円)

【1年分の保険料】

【6か月分の保険料】



※平成24年4月以降に国民年金の第1号被保険者になられた方が前納を希望された場合には、

最初に加入された月分から年度末の3月分までの保険料となります。

また、クレジットカードでも保険料を支払うことができます。

保険料を納めることが困難な方は免除制度をご利用ください。【経済的に困難なときは申請免除】

### ○保険料

全額免除または3/4、半額、1/4免除があります。

### ○対象者

所得が少ないなど、保険料を納めることが著しく困難と認められる方

※平成23年度に申請免除を承認された方で継続して免除を希望されている方の申請は不要となります。ただし、年度中に免除の内容に変更のあった方は、再度申請が必要となります。

任意加入被保険者は対象となりません。

### ○対象期間

7月から翌年6月まで

### 【学生なら学生納付特例】

○保険料  
全額を納付猶予

### ○対象者

本人の所得が118万円以下で、大学(大学院)、短大、高等専門学校等に在学する20歳以上の学生の方  
※夜間、定時制、通信制の学生

も対象になります。  
※毎年申請が必要です

### ○持参するもの

### ○対象期間

4月から翌年3月まで

### 【30歳未満なら若年者納付猶予】

### ○保険料

全額を納付猶予

### ○対象者

本人及び配偶者の所得が一定額(全額免除の基準と同類)以下の方

### ○対象期間

7月から翌年6月まで

### ○ご注意ください

学生納付特例期間や若年者納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されません。学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることが出来ます。

### ○お問い合わせ

・下館年金事務所

☎0296(25)0811

・町民G(内線230)

## ■自動車税の納税証明書は車検の時まで大切に保管を

(町民税務課)

5月にお送りする納税通知書により自動車税を納めていた

くと、領収証書と一緒に納税証明書(継続検査用)が付いてきます。

この納税証明書は車検の時に必要となりますので、大切に保管してください。

また、自動車を譲る場合は、譲られる方にこの納税証明書も必ず一緒に渡してください。

なお、納税証明書に自動車のナンバー等が印刷されていないものは使用できませんのでご注意ください。詳しくはお問い合わせください。

### ○お問い合わせ

茨城県筑西県税事務所

☎0296(24)9184

## ■ふれあいハート教室について

(健康福祉課)

こころの病を持つ方のためにデイケア(ふれあいハート教室)を実施しています。

病院に通院しながら家庭で過ごしている方、レクリエーションやスポーツなどを通じて仲間と楽しい時間を過ごしませんか。関心を持たれた方はお気軽にお問い合わせください。

### ○日時

4月5日(木)、5月10日(木)、6月14日(木)

午前9時30分から11時まで

### ○場所

保健センター

お問い合わせ ☎(84)1910